

1 趣旨

佐賀県内の高齢者入所施設において、新型コロナウイルス感染症クラスターが発生し、入院又は健康観察のため職員が勤務できなくなり施設運営に支障をきたす場合に、別の施設から応援職員を派遣することにより、サービス継続が行える体制を確保する。

2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「高齢者入所施設」とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (2)「感染症発生施設等」とは、新型コロナウイルス感染症クラスターが発生した施設又はその発生施設へ同一法人内から応援派遣を行った関連施設のことをいう。
- (3)「応援施設」とは、感染症発生施設等へ応援職員の派遣が可能な施設又は事業所をいう。
- (4)「団体」とは、佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県介護老人保健施設協会、佐賀県認知症グループホーム協会及び公益社団法人日本認知症グループホーム協会佐賀県支部のことをいう。上記団体に加入していない施設においては、県が委託する団体をいう。
- (5)「団体非加入施設」とは、佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県介護老人保健施設協会、佐賀県認知症グループホーム協会及び公益社団法人日本認知症グループホーム協会佐賀県支部へ加入していない高齢者入所施設をいう。
- (6)「同一法人内」とは、理事長や代表者等が同一であるものをいう。なお、子会社、関連会社、グループ会社等も含む。

3 事業内容

施設で新型コロナウイルス感染症クラスターが発生した場合の応援職員派遣に関する基本的な対応は以下のとおりとする。

- (1) 高齢者入所施設において、新型コロナウイルス感染症クラスターが発生した場合は、施設内や同一法人内で必要な職員数を確保し、利用者にサービス提供を行うものとする。
- (2) 同一法人内の関連施設から、感染症発生施設に応援職員を派遣したことにより、関連施設（感染者がいない施設）の職員が不足する場合には、関連施設での介護等を支援するための応援職員派遣依頼を加入団体に行うことができる。依頼を受けた団体は、県内の団体会員である高齢者入所施設と応援職員の派遣調整を行うものとする。

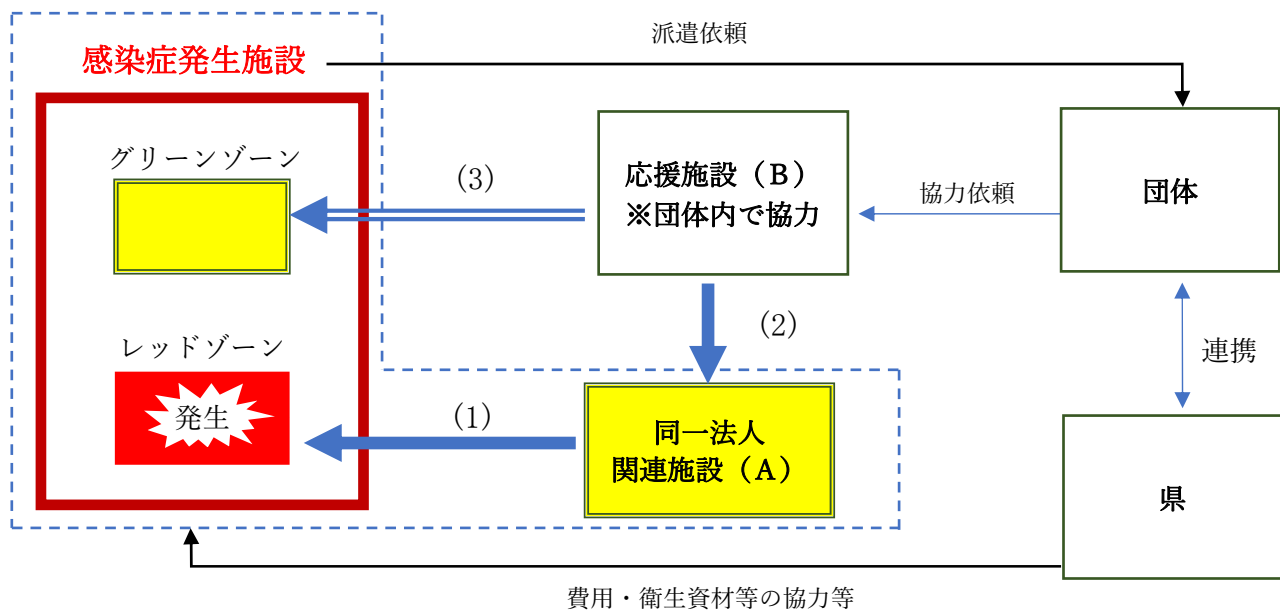
※団体非加入施設においては、県が委託する団体に応援職員派遣依頼を行うこと

ができるものとする。県が委託する団体は、団体非加入施設内で応援職員の派遣調整を行うものとする。

- (3) 運営している施設が感染症発生施設のみで、応援職員派遣ができる関連施設がない法人において、感染症発生施設のグリーンゾーン（感染者が立ち入っていないスペース、いわゆる清潔区域）の区域分けが出来る場合は、感染していない利用者に対する介護等を支援するための応援職員派遣依頼を団体に行うことができる。依頼を受けた団体は、県内の団体会員である高齢者入所施設と応援職員の派遣調整を行うものとする。

【イメージ図】

- (1) 感染発生施設の人員確保は、同一法人内で行う
(2) 人員が不足する感染症が発生していない関連施設（A）へ、他法人（B）から応援する
(3) 感染症発生施設のグリーンゾーン（感染者が立ち入っていないスペース、いわゆる清潔区域）の区域分けが出来る場合は他法人（B）から応援する



4 派遣先の対象

応援職員の派遣先は、「感染症発生施設と同一法人内の別の施設」又は「感染症発生施設のグリーンゾーン(感染者が立ち入っていないスペース、いわゆる清潔区域)」に限る。

5 派遣の期間

感染症発生施設等が要請を希望する派遣期間（おおよそ1～10日程度を想定）
※派遣期間が長期化する場合は、団体内で派遣元や派遣職員の調整を行うものとする。

6 県の補助

(1) 衛生資材の提供

応援職員派遣により、職員が介護等を提供するに当たり必要な衛生資材(マスク、ガウン、手袋、フェイスシールド等を想定)が、派遣先施設(感染症発生施設等)で不足する場合は、備蓄の範囲内で県から提供するものとする。

(2) 派遣等に関する費用負担等

応援職員派遣を行うにあたり、新たに発生するかかり増し経費(※1)は県が補助する。なお、派遣される職員の人件費(給与等)そのものについては県の補助の対象外とする。費用負担等については、派遣協定を交わす両法人間で取り決めを行い、職員の給与等についても、両法人で調整すること。

(新型コロナウイルス感染症への対応下では、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省事務連絡)等により、介護報酬、人員等の基準については柔軟な取扱いが可能とされている。)

※1 応援職員派遣に係る費用

応援職員を派遣するための諸経費(割増賃金、手当、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用、自費での検査費用等)は、別紙を参照。

補助については、「佐賀県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」に基づく。

7 応援職員派遣の事務手続き

(1) 応援施設の登録及び名簿作成

ア 団体は、応援職員派遣を円滑に実施できるよう、団体の会員である県内の高齢者入所施設の法人代表又は施設長(管理者)に対し、応援職員派遣の登録を依頼する。

イ 県内の高齢者入所施設の法人代表又は施設長(管理者)は、応援職員派遣協力施設として登録申込書(様式1)に必要な事項を記載し、団体に対し、応援施設の登録を申請する。

ウ 団体は、登録申込書を取りまとめ、応援施設登録名簿(様式2)を作成するものとする。

(2) 派遣の依頼

ア 感染症発生施設の法人代表又は施設長(管理者)は、施設内でサービスを継続するための職員が不足すると見込まれるときは、同一法人内で職員の確保に努めるものとする。

イ 感染症発生施設の法人代表又は施設長(管理者)は、前項に規定する措置を講じて、なお職員が不足する場合又は前項に規定する措置を講じることが困難な場合は、団体に応援職員派遣依頼書(様式3)により応援職員派遣を依頼することができる。

(3) 応援の要請

- ア 依頼を受けた団体は、応援施設登録名簿から応援施設を選定し、協議したのち派遣可能な場合は、応援職員派遣要請書（様式4）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後において文書を送付するものとする。
- イ 団体は、応援職員派遣の依頼に応じることができない場合は、その旨を速やかに派遣先（感染症発生施設等）の法人代表又は施設長（管理者）及び県に連絡するものとする。
- ウ 連絡を受けた県は、他の団体の長に対し、応援職員派遣の調整を図るものとする。
- エ 派遣先（感染症発生施設等）の法人代表又は施設長（管理者）は、応援職員派遣の必要がなくなったときは、速やかに応援職員派遣取下げ書（様式5）により団体に連絡するものとする。

(4) 派遣協定の締結

- ア 派遣先（感染症発生施設等）の法人代表と派遣元（応援施設）の法人代表は、応援職員派遣協定書（様式6）の例により派遣協定を締結すること。派遣に当たり必要な事項（費用負担等）については、両法人間でこの派遣協定書により取り決めを行うこと。
- イ 派遣元（応援施設）は、前項の規定による派遣協定に基づき、当該感染症発生施設等に応援職員を派遣するものとする。

(5) 応援職員派遣の終了報告

- 派遣先（感染症発生施設等）の法人代表は、派遣協定による業務が終了したときは、応援職員派遣終了報告書（様式7）について、派遣元（応援施設）の法人代表及び団体に報告するものとする。

(6) 補助金の申請手続

- 派遣先（感染症発生施設等）の法人代表又は派遣元（応援施設）の法人代表は、「佐賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」に基づき、本事業に係る経費について、必要な書類を県に提出すること。

8 委任

- この要綱の施行に関し、必要な事項は、長寿社会課長が定める。

附則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙)

応援職員派遣に係る諸経費の補助金について

	補助対象	国が定める補助基準上限単価
1	割増賃金	【厚生労働省通知】 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（基準単価） ・介護老人福祉施設：19,000円/定員 ・地域密着型老人福祉施設：20,000円/定員 ・介護老人保健施設：19,000円/定員 ・介護医療院：24,000円/定員 ・介護療養型医療施設：21,000円/定員 ・認知症対応型共同生活介護事業所：18,000円/定員 ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）：19,000円/定員 ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）：18,000円/定員
2	手当（時間外手当、危険手当等） ・危険手当 ※4,000円～12,000円（1時間1,500円×8時間）/日	
3	旅費（応援職員派遣に係る交通費）	
4	宿泊費（ホテル代） ※9,800円/1泊	
5	損害賠償保険の加入費用	
6	検査費（PCR検査費用等）	
7	派遣元で職員を派遣したために新たに勤務する代替職員雇用費	
8	派遣先のユニフォーム・マスク・防護具などの衛生用品購入費	
9	その他必要と認められるもの	

(※の金額は目安であり、法人・施設の給与規程等で定める手当の額で支給することは妨げない。)